

県内大学図書館間相互 利用制度活用法

図書館の窓口を訪れる利用者は増加の一途を辿っていることは喜ばしい。

「知りたいこと」、「分らないこと」、「求める資料」の相談に回答を提供出来る身近かな施設として図書館に課せられた役割は大きい。

図書館とは「本・雑誌・フィルムやその他の資料を集めて保管し、公衆に見せたり、貸し出したりする施設（日本語大辞典）となっている。

図書館には、小学、中学、高等学校には学校図書館が、大学には大学図書館があり、それぞれの所属する学生生徒及び教職員の利用のために設置運営されている。

又、市町村立図書館及び県立図書館は公立図書館として住民のために設置運営されている。

図書館が利用者からの多様な資料・情報要求に確実迅速に対応していくためには、単館の収集所蔵資料のみでは十分対応することが困難であり、また資料要求の広まり、高まりとともになお一層拡大することから図書館では他の図書館との図書館間相互協力体制を整えている。

◆ 県内大学図書館間及び県内大学図書館と公共図書館の相互利用制度

この制度は、福島県内の大学図書館(別掲)

に県立図書館も加盟して組織する「福島県内大学図書館連絡協議会」が設置形態の異なる図書館間の相互協力を推進し一層充実させるために「福島県内大学図書館相互協力協定」を締結している。

相互協力協定内容

- 1 図書館間の資料の相互貸借の実施
 - 2 図書館資料の複写協力
 - 3 参考業務の提携
 - 4 所属する研究者による相互利用
 - 5 公立図書館の相互利用制度利用参加承認
- これは国立、公立、私立の如何を問わず、大学の社会的開放が求められ、国公立の枠をこえて、さまざまな試みが行われているなかの一環として実施するものであり、各館に所属する研究者の研究と教育活動に資するために、公立図書館も含めた図書館間の相互利用とともに、「所属する研究者による相互利用」としては閲覧、複写、館外貸出、参考業務を行うこととなっている。

◆ 研究者としての認定基準

大学にあつては
所属する教職員、大学院生及びこれに準ずるもの

一般社会人にあつては

学校教育機関に在職する教育関係者、
国・地方公共団体及び企業の研究機関に在職する研究者及び地域にあつて高度に専門的な研究に従事する者で県立図書館長又は、所轄の制度参加市町村立図書館長の認める者

研究者による相互利用は「福島県内大学図書館間共通利用証」(有効期間年度内)方式になっており共通利用証は、大学関係者にあつては所属の大学図書館において、一般社会人にあつては所属の公立図書館において発行している。利用希望者は、「福島県内大学図書館間共通利用証交付申請書」(各館に備付けてある)を提出することになっている。

一般社会人が研究のため公立図書館を通じて又は直接希望する県内大学図書館を利用出来る制度をご紹介しましたが、ご活用を願っています。

福島県内大学図書館連絡協議会加盟館

いわき短期大学図書館・いわき明星大学図書館
奥羽大学 図書館・郡山女子大学図書館
桜の聖母短期大学図書館・日本大学工学部図書館
会津大学情報センター
会津大学短期大学部附属図書館
福島県立医科大学附属図書館
福島高等専門学校図書館
福島女子短期大学図書館情報センター
福島大学附属図書館・福島県立図書館
相互利用制度参加館
会津若松市立図書館・喜多方市立図書館
郡山市中央図書館・白河市市立図書館
須賀川市図書館・相馬市図書館
二本松市立図書館・原町市立原町図書館
福島市立図書館・一般引町図書館